

平成23年第2回玉名市農業委員会総会議事録

平成23年2月28日（月）午後2時 玉名市福祉センターB会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	9番	奥村 隆一	10番	坂西 孝之
11番	嶋田 清人	12番	本田多美子	13番	丸山 近信	14番	田尻 敏夫
15番	西木美津子	16番	河野 征史	17番	取本 一則	18番	栗田 稔
19番	田上 一	20番	原口 邦弘	21番	堀本 義寛	22番	小路 修三
23番	木村 勝	24番	吉田 道子	25番	柴原 豊	26番	松下 善伸
27番	杉本 征子	28番	松村 毅一	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一
31番	塚本眞由美	32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳
35番	平野 和昭	36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

5番 星野 泉 8番 坂本 正治

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 古閑 猛 次長 西村 則義 主任 宮田 正文 主任 清田 静香
主任 有働 雄吉

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1 名

議 題

第8号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第9号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第10号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第11号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第12号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第13号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第4号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第5号 農地の形状変更届について
第6号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（古閑 猛君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので開会したいと思います。

現在の出席委員は38名のうち星野委員と坂本委員の方から欠席の届けが出ておりまして、36名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。ただいまから、平成23年第2回の玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（古閑 猛君） まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし進行をよろしく願いいたします。

○会長（寺田誠一君） 皆様こんにちは。本日は雨の足もとの悪いにもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。そしてまた、今月上旬には農業委員会の年1回の1泊2日の研修旅行並びに熊本市での県の全体研修にご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） それでは、議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第8号より議第13号までの79件と報告21件が提案されております。

慎重なる審議をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員は4番三原一男委員と6番永田知博委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第8号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（古閑 猛君） 議第8号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成23年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、安楽寺の申請人で、申請物件が安楽寺、畑1,168㎡、申請理由が労力不足と規模拡大です。譲受人の経営面積が4,013㎡で、下限面積が足りませんが、今回の申請物件と合わせて5,181㎡となりまして、下限面積に達します。それから、備考欄に価格を書いておりますけれども、ちょっと高い金額になっておりますけれども、将来的には宅地にもなり得る土地ということでの売買価格というこ

とでございます。

2番、河崎の田、2筆711㎡、労力不足と規模拡大による売買です。

3番、横田の畑711㎡他、計20筆の2万8,222.24㎡、後継者へ一括贈与するものです。父から子への贈与です。

それから、4番、関連ですけれども、これは母から子への贈与です。天水町の田、1,070㎡でございます。

5番、三ツ川の高浦、田255㎡、経営縮小と規模拡大による売買です。

6番、三ツ川の田1,389㎡、経営縮小と規模拡大による売買です。

7番、大浜町の田798㎡他、計7筆7,453㎡、子への一括贈与です。

8番、9番との関連がございます。岱明町の畑279㎡、9番が岱明町の畑435㎡、それぞれ耕作便利による交換でございます。

10番、中坂門田の畑4,996㎡他、計9筆2万2,249.60㎡、子への一括贈与です。

11番、横島町の田477㎡、労力不足と規模拡大による売買です。

12番、築地の畑827㎡他1筆、計の1,891㎡、甥への贈与です。

13番、横島町の田1,310㎡、労力不足と規模拡大による売買です。

14番、玉名の田898㎡他1筆、計1,522㎡、労力不足と規模拡大による売買です。

15番、大浜町の田1,329㎡他1筆、計2,512㎡、子への贈与です。

16番、富尾の田1,055㎡他1筆、計1,917㎡、生活資金充当と規模拡大による売買です。

17番、天水町の畑925㎡他、計6筆8,488㎡、子への一括贈与です。

18番、青野の畑606㎡他、計22筆1万9,255㎡、子への一括贈与。これは備考欄に示しておりますけれども、死因贈与ということで、この譲渡人が昨年6月9日に104歳で死亡されましたけれども、生前に死因贈与の契約書、自分が死んだらこの譲受人に贈与するという契約を残されておまして、仮登記も済んでおります。代理人はそこに書いてあるとおりです。

19番、岱明町の田413㎡、知人への贈与。これは以前お互いに交換をされておりましたけれども、この申請物件が相続絡みで登記ができなかったということで、今回、相続が済んだので申請ということになっております。譲受人の現在の経営面積は3,914㎡と申請物件を合わせても5反になりませんが、備考欄に示しておりますように、後で使用貸借で出てきます。これと合わせると5,327㎡となって、下限面積をクリアすることになります。

20番、玉名の田1,187㎡、夫への贈与です。

以上、20件の10万2,203.84㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断し、提案をいたしました。よろしくご審議願います。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いいたします。

○13番（丸山近信君） 譲渡人、譲受人とも家が近所ですから、ちょうどその間に土地があるのだと聞いております。年齢も高齢なので、労力不足と規模拡大ということで、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、2番お願いいたします。

○3番（西川英文君） これは、譲受人の方は親の代から小作を続けていたそうです。だからそれを今度売買という形でなされたということで、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、3番お願いいたします。

○34番（早高義徳君） 3番と4番は関連がありますので、続けて説明いたします。3番の譲渡人と4番の譲渡人はご夫婦であられまして、子への一括贈与でございます。許可相当と判断致します。

○議長（寺田誠一君） 次、5番、6番、関連がございますので、順次説明をお願いします。

○16番（河野征史君） 5番、6番は関連しております。渡人の方は病気のために倒れられ、受人の方が近所でありますので、引き受けられたもので、許可相当と判断しました。

それから、6番の方は、これは兄弟ですので何も問題ないと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、7番、お願いします。

○29番（小澤一成君） 譲渡人と譲受人は親子関係で、子への一括贈与ということで、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、8番、9番関連がございますので、順次ご説明をお願いします。

○24番（吉田道子君） 8番と9番ですが、耕作便利による交換ということで、何も問題はないと思いますので、許可相当と考えます。

○議長（寺田誠一君） 次、10番お願いします。

○37番（石本和成君） 子への一括贈与ということで、許可相当と判断いたしました。

- 議長（寺田誠一君） 次、11番お願いします。
- 30番（中尾新一君） 譲渡人は労力不足ということで、譲受人は規模拡大。譲受人の宅地の横に田んぼがありますので、便利になると思います。許可相当と判断しました。
- 議長（寺田誠一君） 次、12番お願いします。
- 3番（西川英文君） これは、遺産相続で譲渡人が持っておったものを、もう農業をしないということで、本家の甥の方にやるということだそうです。許可相当と判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。
次、13番お願いします。
- 28番（松村毅一君） 譲渡人はご覧のとおり現在県外に住んでおられないわけでございます。また譲受人は現在規模拡大中で、そして本年この春に後継者が百姓をするということで、帰ってくるということでございます。何ら問題はないと思います。
- 議長（寺田誠一君） 次、14番お願いします。
- 17番（取本一則君） 譲渡人は今大阪の方にお住まいでございます。労力不足ということで、石貫の譲受人は一生懸命農業に従事しておられますので、何ら問題はないと思います。許可相当と判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） 次、15番お願いします。
- 6番（永田知博君） これは母親より息子への贈与ということでありまして、日頃同居であり、今兼業ではございますけれども、息子さんも米作農家として頑張っておられます。許可相当であると判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） 次、16番お願いします。
- 15番（西木美津子君） 譲受人は、お母さんの里の田でありまして、譲受人は、60歳でもう定年を迎えて規模拡大で頑張っていますので、許可相当であると判断しました。
- 議長（寺田誠一君） 次、17番お願いします。
- 34番（早高義徳君） 譲渡人、譲受人、親子でございまして、子への一括贈与でございます。許可相当と考えます。
- 議長（寺田誠一君） 次、18番お願いします。
- 11番（嶋田清人君） 親子で子への贈与ということで、許可相当と判断いたします。
- 議長（寺田誠一君） 次、19番お願いします。
- 24番（吉田道子君） これは、先ほど事務局の方から説明がありまして、以前親同士交換されていたそうです。それが、そのままになっておりましたので、双方の判断で知人への贈与ということになりました。何も問題はないと思いますので、

許可相当と認めました。

○議長（寺田誠一君） 次、20番お願いします。

○15番（西木美津子君） 奥さんから旦那さんに贈与です。これも異議はありません。

○議長（寺田誠一君） ただいま、担当委員の説明が終わりました。この件につきまして、皆さん方のご意見、何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、他にご意見、ご質問ありませんようですので、採決に移りたいと思います。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 農地法第3条、農地の所有権移転許可申請は全員異議がないものと認め、議第8号は許可することに決定いたしました。

次に、議第9号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。この議題では、申請当事者の中に取本委員がおられますので、農業委員会等に関する法律第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限が適用されますので、取本委員には退室をお願いいたします。

— 17番 取本委員 退室 —

それでは、事務局に説明を求めます。

○事務局長（古閑 猛君） 議第9号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が岱明町の田1,247㎡他1筆、計2,230㎡。申請理由は労力不足と相手方の要望です。契約期間が平成23年3月1日から10年間となっております。

2番、岱明町の田989㎡他1筆、計1,982㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年3月1日から5年間の契約をするものです。

3番、中坂門田の畑916㎡を労力不足と規模拡大により、平成23年3月1日から10年間の契約をするものです。

4番、三ツ川の田1,639㎡を、経営縮小と規模拡大により、平成23年3月1日から5年間の契約です。

5番、天水町の畑3筆、計3,790㎡を、労力不足と規模拡大により、平成23年2月28日から10年間の契約です。

6番、岱明町の田525㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年3月

1日から5年間の契約です。

7番、6、7、8番は関連でございます。7番は岱明町の田1,236㎡他、計3筆2,054㎡を労力不足と相手方の要望により、平成23年3月1日から5年間の契約です。

8番、岱明町の田1,164㎡他、計3筆の1,750㎡、労力不足と相手方の要望により、平成23年3月1日から5年間の契約です。

9番、岱明町の田1,256㎡、労力不足と相手方の要望により、平成23年3月1日から5年間の契約です。

以上、9件、1万6,142㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断して、提案をいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） はい、説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員からの説明をお願いいたします。

1番、お願いいたします。

○18番（栗田 稔君） 契約期間が10年というのはちょっと長すぎるかと思いましたが、労力不足と相手方の要望ということで、一応許可相当だと思います。

○議長（寺田誠一君） 次、2番、お願いします。

○21番（堀本義寛君） 貸人、借人親戚関係でありますけれども、許可相当と思います。

○議長（寺田誠一君） 次、3番、お願いします。

○12番（本田多美子君） 貸人は、長年の病気で最近悪くなられて耕作不能ということ。借人は、みかん専業農家で、規模拡大を図られているということです。許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番、お願いします。

○16番（河野征史君） 貸人は経営縮小のために、今借人の方に、この人は年齢的にちょっと年は取られているのでございますけれども、子どもさんもおられるし、米づくりから野菜づくりが本業でありまして、漬け物から何かからつくられております。何も問題ないと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、5番、お願いします。

○33番（岡本大助君） 労力不足と規模拡大ということで、10年間の契約でございます。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、6、7、8番、関連がございますので、順次それぞれご説

明をお願いします。

○19番(田上 一君) 受人は71歳になられるとですけれども、息子さんが40歳の息子さんで、農業をバリバリでやっておられるし、何も心配はないと思いましたが、許可相当と判断いたしました。

○議長(寺田誠一君) 9番、お願いいたします。

○19番(田上 一君) 受人は42歳になられますけど、1町ぐらいつくっておって、できたらまだまだつくりたいので、よか人を世話してくださいということだったから、問題はないと思います。許可相当と判断します。

○議長(寺田誠一君) はい、ありがとうございます。

担当委員の説明がそれぞれ終わりました。この他、皆様方ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(寺田誠一君) 他にご意見がありませんようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、提案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(寺田誠一君) ありがとうございます。異議がないものと認め、議第9号は許可することに決定をいたします。

— 17番 取本委員 入室 —

次に、議第10号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局長(古閑 猛君) 議第10号を説明申し上げます。農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が、天水町の田1,016㎡、申請理由は相手方の要望と経営拡張により、契約期間が平成23年3月1日から10年間でございます。

2番、岱明町の田475㎡を農業者年金受給のため、平成23年3月1日から10年間再設定をするものです。

3番、横田の畑1万4㎡他、計2筆1万1,174㎡。農業者年金受給により、平成23年3月1日から20年間の再設定をするものです。

4番、天水町の畑4,034㎡他、計の2筆5,170㎡、農業者年金受給と後継者変更のために、平成23年3月1日から10年間の契約をするものです。備考欄に、新規就農と書いてございますけれども、今まで長男さんが後継者で、農業者年

金を受給されておりましたけれども、今回、この申請人は次男でございますけれども、大浜に在住をされております。それで新規就農ということで、営農計画書も提出をしてあり、長男から次男に後継者を変更するという事です。

5番、岱明町の畑1,820㎡のうちの1,000㎡、申請理由は相手方の要望と経営拡張。平成23年3月1日から1年間の契約です。これは、先ほど議第8号、19番でご審議いただきましたけれども、この1,000㎡も含めて5,327㎡ということで、下限面積をクリアしております。

6番、岱明町の田138㎡、労力不足と相手方の要望により、平成23年3月1日から5年間の契約をするものです。

以上、6件、1万8,973㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました結果、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ましても、問題はないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断し、提案いたしました。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いいたします。

○37番（石本和成君） 相手方の要望と経営拡張ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、2番、お願いします。

○2番（東 令佐君） 借り手は、親子関係でございまして、農業者年金受給のための再設定でございます。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、3番、お願いします。

○11番（嶋田清人君） 貸人、借人、親子関係でございまして、農業者年金受給のための再設定でございます。20年間です。許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、4番、お願いします。

○34番（早高義徳君） 農業者年金受給のため、後継者を変更ということでございます。長男から次男への後継者変更でございます。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、5番、お願いします。

○24番（吉田道子君） 先ほど説明がありましたとおり、貸人と借人の相手方の要望で、ここに1年ではありますけれども、3年か4年と言いましたけれども、相手の方が1年ということで、借る期間は1年となりました。許可相当と認めました。

○議長（寺田誠一君） 次、6番、お願いします。

○2番（東 令佐君） 貸し手は労力不足と相手方の要望ということで。借り手の方

は専業農家でございまして、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。この議案について、他にご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○6番（永田知博君） 4番について、ちょっとお尋ねしますけれども、この大浜に在住して書いてあるですたいね。今までは農業の経験はあつとですか、なかつですか。新規就農で書いてあるけん、全くなかつですか。

○34番（早高義徳君） 実家が大体みかんと米作だったんですね。それで、小さい頃からやりよったんです。それで今、あそこの郵便局のところに住んでいるのが次男です。それで、長男が農業をしないとゆう事で次男が私のところに、「こうして、兄貴のをしたいけど、どうだろうか」と言うことだったもんですけん、「そらよかろうたい」と、そういうことです。

○6番（永田知博君） ここで米作を。

○34番（早高義徳君） はい、米とみかん作りです。

○6番（永田知博君） ああ、そうですか。はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君） はい。他にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第10号は許可することに決定いたしました。

引き続きまして、議第11号、農地法第4条、農地の転用許可申請について議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局長（古閑 猛君） 議第11号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が、岱明町上の畑121㎡他、計3筆の518㎡、転用目的が貸家及び小屋、貸家2棟と小屋が1棟でございまして、これは、前回保留になった案件でございまして、その後、審議で問題になりました始末書を差し替えていただきまして、地元委員さんと再び現地調査をいたしまして、申請本人との立ち会いで、農業委員さんに説明をしていただきました。後ほど、結果の報告があると思います。

2番、横島町の田287㎡、農家住宅です。老朽化のため建て替えをされるもの

でして、この他、既存の土地が631.50㎡ございまして、合計の918.50㎡に農家住宅の建築でございます。農地区分がおおむね10ha以上の規模の一団の農地内にある農地ということで、第1種農地と判断をしております。原則不許可でございますけれども、申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設ということで、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可が可能であります。また、農振の農用地区域内ということで、公告縦覧中と括弧内になっておりますけれども、実は22日の先週縦覧が終わりまして、現在県の方に法定協議をされている段階で、3月初旬には許可が見込まれる案件でございます。

3番、富尾の田351㎡に個人住宅の建設です。農地区分は2種でございます。住宅の連たんする地域に隣接する区域内に存在する農地ということで、第2種農地と判断をいたしております。

以上、3件でございまして、申請内容を農地転用許可基準のすべての項目ごとに、適合するか否かを審査いたしました。結果いずれも不都合ないと判断しご提案をいたしております。地元委員さんと同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

まず、1番、地元委員の説明をいただく前に、始末書を再提出されておりますので、その始末書の朗読を終わり次第、地元委員の説明をお願いしたいと思います。

○事務局（宮田正文君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。ただいま、始末書が添付されておりましたものを朗読いたしました。そういうことを踏まえまして、1番、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

○18番（栗田 稔君） 前回4条申請の分でありまして、去る2月24日、11時20分より農業委員会含め6名と本人立会いのもと、再調査をいたしました結果、転用の許可申請が出てないことが発覚したということです。また、家賃収入等の税に対する支払いは、納税できているということが判明いたしました。今回の申請は、許可相当だと思います。再審議の場でございますので、全農業委員さんのご意見も賜りたいと考えます。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、2番、お願いします。

○28番（松村毅一君） 申請人は今回農家住宅を建てるということでございます。内容につきましては、ただいま事務局から詳しい説明がありました。許可相当と認めます。

○議長（寺田誠一君） 次、3番、お願いします。

○17番（取本一則君） 申請人はすぐ実家のそばに住宅を建てたいということでございます。現在は、両迫間の貸家に住んでおられます。男ばかりの3人兄弟で、一番末っ子ということです。隣接地には市道が隣接しておりまして、市道より30から50cmぐらい盛土をした上で建築するというところでございまして、宅内の雨水につきましては、宅地内の排水路に集め、市道を横断して隣接する排水路に放流する。また、汚水につきましては、合併浄化槽で流すということでございますので、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。

それぞれ担当委員の方からの説明が終わりました。この他皆様方からのご意見、ご質問、他にございませんでしょうか。ございませつか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。異議がないものと認め、議第11号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第12号、農地法第5条、農地の転用許可申請について議題いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局長（古閑 猛君） 議第12号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、親子での使用貸借です。申請物件が岱明町の畑432㎡他1筆、計の496㎡、転用目的は個人住宅の建設です。一部、通路が含まれております。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内にありますので、第3種農地として判断しまして、許可が可能でございます。

2番、天水町の畑157㎡、転用目的は通路です。申請人は運送業を営んでおられまして、その倉庫の駐車場に進入するための通路の一部として転用をされるものです。農地区分が1種でございますけれども、おおむね10ha以上の一団の農地内にある農地ということで、第1種農地と判断をしております。それから農振農用地区域内でございまして、これも先週縦覧が終了しまして、法定協議中ということでございます。1種は原則不許可でございますけれども、隣接する既存の施設と一体

として同一事業の目的に供するため、既存の面積の2分の1を超えない転用ということで、例外的に許可が可能でございます。

3番、三ツ川の畑582㎡に個人住宅の建設です。ここは農地区分が第2種と判断しておりますけれども、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地ということで、2種農地と判断をいたしました。

4番、六田の田278㎡に、戸建住宅、戸建の貸住宅の建設です。1戸建ちの貸住宅2棟を建設するものです。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内、区画整理の地域内でございますので、第3種農地となります。

5番、岱明町の畑529㎡に個人住宅の建設です。農地区分が、上下水道が埋設された道路であり、かつ500m以内に公共施設が2つ以上存在する第3種農地と判断をいたしました。

6番、築地の畑363㎡に個人住宅の建設です。

7番も関連でございまして、築地の畑92㎡に通路、市道からの進入路の新設です。6番、7番の農地区分は、これも上下水道が埋設された道路でありまして、教育施設、医療施設が近所に所在しておりますので第3種農地として判断をいたしました。許可可能な土地でございます。

8番、義理の親子間の使用貸借で、岱明町の畑384㎡他1筆、計472㎡に個人住宅と進入路の建設です。この農地区分は岱明総合支所の公共施設から450mに存在しておりますので、第2種農地と判断をいたしました。他に適当な代替地がないものと判断して、許可可能ということで、提案をしております。

9番、これは親子間の使用貸借で、天水町の畑1,378㎡のうちの432㎡、個人住宅の建設です。これも、農地区分は、天水総合支所から300m以内に存在しておりますので、第3種農地と判断をしております。これも農地区域内でございますけれども、縦覧が終了し、3月の末には許可見込みでございます。

10番、築地の田257㎡に、個人住宅の建設です。農地区分が、これも用途地域内でございますので、第3種農地と判断をいたしました。

以上、10件、3,658㎡をご提案申し上げております。申請内容を、農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否かを審査しました結果、いずれも不都合ないものと判断し、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○23番（木村 勝君） 使用貸借人等は、現住所におきまして、両親と同居住まいであります。老朽化に伴い父所有の本物件に住居を建設し、生活の安定を図るため、

申請をいたしました。給水につきましては、井戸と取水を併用し、生活雑排水は合併浄化槽を地区内に建設いたしまして、市道側溝へ流入するというところでございます。造成中はブロック等で囲み、土砂の流出、堆積、倒壊へ対応するというところであります。特に、被害防除につきましては、迷惑を及ぼすことはないということでございまして、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、2番、お願いします。

○31番（塚本眞由美君） 申請地は部田見の天水クラブ老人ホームのそばにありまして、道路に面し、隣接は申請人の所有であります。運送業を営んでおられますので、大型車の出入り口としての通路です。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、3番、お願いします。

○17番（取本一則君） 譲渡人と譲受人は親子関係でございます。実家のすぐ前に建設するというところでございます。前面には、市道がありまして、その市道より約3m高い地にその申請地がございます。もともと1,400㎡ぐらいあったのを、分筆されて582㎡というところでございますけれども、この582㎡の方、法面に面した方を宅地への転用でございますけれども、有効面積につきましては350㎡ぐらいしかないというところでございます。宅地内の排水につきましては、法面の方に雨水が落ちないように、宅内の周辺部に排水路を設けて、隣接の側溝に落とすというところでございます。上水道は、玉名市の上水道はございませんので、実家の地下水を利用するというところでございます。宅地内の汚水につきましては、合併浄化槽を設置し、市道に放流するというところで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番、お願いします。

○3番（西川英文君） ここは周囲が全部住宅地でございまして、上下水も完備しておりますし、別に問題ないと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、5番、お願いします。

○24番（吉田道子君） 申請人は親子で、現在同居されておりますが、子どもの成長とともに部屋が狭くなって、家を建てる計画をいたしました。隣接に対しては、給排水は公共上下水道に接続するということです。周辺には農地がなくて、迷惑をかける心配はございません。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、6番、7番、関連がございますので、順次ご説明をお願いします。

○3番（西川英文君） 将来的には非常に住宅地といいますか、それがどんどん見込まれるところで、特に上下水も近くまで来ておりますし、別に問題はないと判断いたしました。

7番の方は、その家を建てるため、入るための通路でございますので、そこも問

題ないと思いました。

○議長（寺田誠一君） 次、8番、お願いします。

○2番（東 令佐君） 申請人は現在玉名市松木のアパートに住んでおられますから、今般、妻の父の所有地に自己専用住宅の建設と進入路をつくることを計画されました。隣接する道路は舗装されており、上下水道も完備しているところがございます。道路沿いには次々と住宅ができているところがございます。

なお、隣接する土地に被害を与える状況ではございませんので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、9番、お願いします。

○36番（藤川賢一君） さっき事務局の方から説明がありましたとおりでございますけれども、親子関係で子どもさんが独立したいということでございまして、新しく新築されるわけでございます。親父さんの土地の持ち前が1,370㎡の中に、家を今度建てられる土地は432㎡でございます。水道はボーリングをするということと、それと汚水は合併浄化槽で側溝に流すということで、何ら問題はないかと思えます。許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、10番、お願いします。

○3番（西川英文君） こども、以前ここで報告したと思えますけれども、分譲住宅造成地でございます、周囲も全部住宅地でございます。上下水も完備しておりますし、別段問題ないと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。

ただいま、担当委員からの説明が終わりました。この他皆さん方からご意見、ご質問ございませんでしょうか。何かご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。

全員異議ないということを認め、議第12号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第13号、農用地利用集積計画の決定について、事務局に説明を求めます。

○事務局長（古閑 猛君） 議第13号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、平成23年農用地利用集積計画（案）に

よる利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成23年2月28日、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙でご説明申し上げます。20ページから23ページまでの利用集積計画が上がってきております。31件です。所有権移転が3件7,500㎡、利用権設定が28件13万4,873㎡、合計で31件、14万2,373㎡です。

(事務局より別紙調査書を個々に説明)

以上農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(寺田誠一君) ただいま事務局からる説明がございました。皆さん方のご意見あるいはまた、ご質問をお受けしたいと思っております。何かございませんか。

(なしの声)

○議長(寺田誠一君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決に移らせていただきたいと思います。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(寺田誠一君) はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第13号は意見決定するものといたします。

-----○-----

5. 報告

○議長(寺田誠一君) 次に、報告4号から報告6号まで順に事務局に説明を求めます。

○事務局長(古閑 猛君) 報告第4号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので、報告します。平成23年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今月は、15件の解約の通知を受理しております。

続きまして、報告第5号です。農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成23年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

3件の届を受理しております。3件とも、田を盛土して畑として利用するという届け出でございます。

2番については2m50と、ちょっと高いですけれども、周辺農地には被害を及ぼさないと判断をいたしました。

報告第6号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理した

ので報告します。平成23年2月28日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

3件の届けを受理しております。1番、3番とも、今回も携帯電話の基地局、無線アンテナでございます。

2番につきましては、農業施設ということで、農地法施行規則第32条第1項第1号に規定する200㎡以内の農業施設については、許可不要という適用での届け出でございます。

以上、ご報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） はい、ただいま説明が終わりました。この件につきまして、ご意見をお願いしたいと思います。何かご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○36番（藤川賢一君） さっき説明がありましたが、盛土を2m50というのはどういう計画ですか。下の方で利用してある方の問題点は何もなかったということですか。

○事務局長（古閑 猛君） 今のご質問ですけれど、2m50cm、これは、今新玉名駅の前の方に新しい県道ができておりますけれども、それに関連して埋め立てをされるわけですけれども、この1件だけ窪地になっておりまして、周辺は全部道路とか宅地に囲まれた水田で、それを埋めて、道路並みの高さにして利用するとの事です。だから、周辺、隣接には農地はないところです。

○36番（藤川賢一君） はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君） 他にございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） その他、質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） それでは、慎重なる審議誠にありがとうございました。これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時05分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成23年2月28日

玉名市農業委員会会長 寺田 誠一

農 業 委 員 三原 一男

農 業 委 員 永田 知博